

事 務 連 絡
令和7年2月6日

各都道府県 旧優生保護法補償金等 担当課 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等の支給の請求における遺族であることを
証明できる書類について（補足）

平素より、こども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

旧優生保護法補償金等の支給の請求において必要となる添付書類等については、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」（令和7年1月17日付けこ成母第38号こども家庭庁成育局母子保健課長通知。以下「事務取扱通知」という。）でお示ししているところです。

このうち、遺族であることを証明できる書類として、下記の通り、必要となる戸籍謄本等の内容をお示ししますので、どうぞよろしくお願いいたします。

記

事務取扱通知の第3の2（1）イ（ア）⑦（ii）及び（2）イ（ア）⑤（ii）の「請求者より先順位の遺族がいなかったことを確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本若しくは戸籍（除籍）全部事項証明書等」については、別表に記載している事項が確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本、戸籍（除籍）全部事項証明書等を提出いただくようお願いします。

※ 戸籍謄本等は、コピーは不可。請求前の3か月以内に作成されたものに限りします。

※ 請求者と旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人（以下「本人」という。）との身分関係や結婚等で新たに戸籍が編製されている場合等は、複数の上記資料を照らし合わせるが必要な場合があります。

<別表>

請求者の続柄	必要となる戸籍謄本等の内容
①配偶者	・ 請求者が、本人の死亡の時点で配偶者であったこと
②子	・ 本人に存命の配偶者がいないこと ・ 請求者が、本人の子であること
③父母	・ 本人に存命の配偶者及び存命の子がいないこと ・ 請求者が、本人の父母であること ※本人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須
④孫	・ 本人に存命の配偶者、存命の子及び存命の父母がいないこと ・ 請求者が、本人の孫であること ※本人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須
⑤祖父母	・ 本人に存命の配偶者、存命の子、存命の父母及び存命の孫がいないこと ・ 請求者が、本人の祖父母であること ※本人、配偶者、子、父母及び孫の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須
⑥兄弟姉妹	・ 本人に存命の配偶者、存命の子、存命の父母、存命の孫及び存命の祖父母がいないこと ・ 請求者が、本人の兄弟姉妹であること ※本人、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須
⑦曾孫	・ 本人に存命の配偶者、存命の子、存命の父母、存命の孫、存命の祖父母及び存命の兄弟姉妹がいないこと ・ 請求者が、本人の曾孫であること ※本人、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須
⑧甥姪	・ 本人に存命の配偶者、存命の子、存命の父母、存命の孫、存命の祖父母、存命の兄弟姉妹及び存命の曾孫がいないこと ・ 請求者が、本人の甥姪であること ※本人、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び曾孫の出生から死亡までの全ての戸籍謄本は必須

(注)「特定配偶者」の遺族の方からの請求の場合は、上記の「本人」を「特定配偶者」に読み替えて必要な戸籍謄本等を提出いただきますようお願いいたします。